

鹿屋市健康保険課からのお知らせ

鹿屋市では、平成23年4月に「鹿屋市国民健康保険事業財政健全化基本方針」を策定し、皆様のご協力をいただきながら、国民健康保険事業の財政健全化（医療費の適正化や保険税の収納率向上など）に取り組んできました。

平成26年度以降も継続して国民健康保険事業財政の再構築と健全化を図り、安定した財政運営を堅持する必要があります。

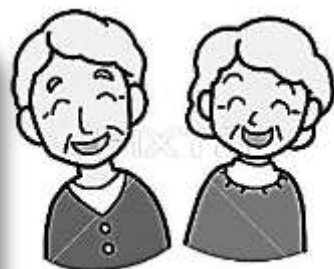
そこで、平成26年度予算政府案に盛り込まれた「70歳前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の見直し」や「医療費の適正化に係る保健事業」のことなどを改めてご紹介し、皆様のご理解をいただきたいと考えておりますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。



平成26年度 国民健康保険の改正について

平成26年4月2日から70歳になる方が対象

70歳から74歳までの方の自己負担割合が2割になります。



これまで70歳から74歳までの方（現役並み所得者を除く。）の医療機関の窓口での自己負担割合は本来2割でしたが、平成20年度以降「軽減特例措置」により1割とされてきました。

今回、この自己負担割合の見直しにより平成26年4月2日から70歳になる方（誕生日が昭和19年4月2日から後）の自己負担割合は、70歳の誕生月の翌月から2割となります。

なお、平成26年4月1日までに

70歳に到達された方やこれまで70歳以上で自己負担割合が1割の方（現役並み所得者を除く。）は、平成26年4月1日以降も1割です。

70歳になる誕生月まで**3割負担**



70歳になった誕生月の翌月から**2割負担**

高額医療制度

入院等により医療費が高額になった場合の自己負担限度額に変更はありません。

国民健康保険の各種手続について



学生保険証について

転出すると鹿屋市の保険証の資格は喪失しますが、修学のため転出する場合は、届出をすることにより継続して鹿屋市の保険証を使うことができます。これを「学生保険証」と言います。

届出に必要なもの

学生であることの証明書（在学証明書の原本または学生証の写し）、印鑑

※修学前に転出する場合は、合格通知書などで学生保険証を交付いたしますが、後日、学生であることの証明書を提出する必要があります。

学生保険証をお持ちの方へ

学校を卒業したり退学した場合など修学が終了した時は、保険証の有効期限内であっても学生保険証の資格が喪失しますので、届出（学生保険証と印鑑）が必要です。

職場の健康保険に加入したときは届出が必要です。

職場の健康保険（社会保険・健康保険組合など）に加入したときや家族の健康保険の被扶養者となったときは届出が必要です。届出がないと「国民健康保険」と「職場の健康保険」の両方に加入している状態になり、保険税（料）も二重に請求されますので、必ず届出をお願いします。

届出に必要なもの

新しく取得された健康保険証と国民健康保険証（加入した方全員分）、印鑑

届出がなく資格喪失後に保険証を使った場合、鹿屋市が医療機関等に支払った医療費分を返還していただくことがありますので、ご注意ください。



裏面も引き続きご覧ください

医療費の適正化に係る保健事業について

ジェネリック医薬品の利用について



■ ジェネリック医薬品ってどういう薬？

先発医薬品と同等の有効成分・効能をもつと認められたお薬です

ジェネリック医薬品は、新薬（先発医薬品）と同じ有効成分で効能・効果が同等の医療用医薬品です。先発医薬品の特許が切れた後に、厚生労働大臣の承認のもとに新たに他社から製造販売されるため、「後発医薬品」とも言われます。

■ ジェネリック医薬品を利用することで、どんなメリットがあるの？

患者さんの薬代の負担を減らします

ジェネリック医薬品は、先発医薬品で、すでに治験済みの有効成分を使うため、開発期間も経費も少なく済み、価格が安く設定できるものです。先発医薬品をジェネリック医薬品に変更することで、患者さんにとっては、先発医薬品と同等の薬を使いながら、薬にかかる自己負担額を減らすことができるというメリットがあります。

■ 安いけど、薬の効き目や安全性は確かなの？

さまざまな試験を行い、効き目や安全性が確認されています

ジェネリック医薬品は、開発段階で、国が定めたさまざまな試験を行い、国の厳格な審査を受け、先発医薬品と効き目や安全性が同等であることを厚生労働大臣から承認され、販売されているものです。

■ ジェネリック医薬品を処方してもらうには？

かかりつけの医師や薬剤師に相談しましょう

ジェネリック医薬品は、医師による処方が必要な医薬品です。ジェネリック医薬品を使いたいときは、病院や診療所などの医療機関を受診したときに医師に相談するか、調剤薬局で薬剤師に相談してみましょう。

すべての先発医薬品に対してジェネリック医薬品が製造販売されているわけではないため、ジェネリック医薬品への変更を希望しても、変更できない場合があります。また、ジェネリック医薬品は先発医薬品と成分や効果などは変わりませんが、使用されている添加物が異なる場合がありますので、特にアレルギー体質の患者さんの場合は、注意が必要になります。医師や薬剤師とよく相談したうえで、体質に合った薬を選びましょう。



特定健診は生活習慣病の芽を見つけます。



日本人の3大死因は、がん・心疾患・脳血管疾患です。最近ではこれらの原因でもある高血圧・糖尿病・脂質異常症（高脂血症）等の生活習慣病が、国民健康保険医療費の約3割を占めており、医療費に多大な影響を及ぼしています。しかし、特定健診で見つかるメタボリックシンドロームなどの生活習慣病は、初期から生活習慣を改善するほど重症化せずすみずみ。



特定健診や人間ドックを受診することは、皆さんの大切な健康を守るだけでなく、医療費や保険税の増加を防ぐことにもつながります。

特定健康診査

対象者：40歳から74歳までの国保に加入している方

受診期間：5月中旬から12月初旬まで

健診項目：身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査（血糖・脂質・肝機能）

※鹿屋市は、心電図検査、血液検査（貧血・腎機能検査）、眼底（医師の判断による）を追加して検査します。

実施機関：集団健診（保健センター等がん検診同時実施）個別健診（医療機関）

受診方法：対象者には受診券を送付します。持参するものは保険証と受診券

受診料：**無料**

※生活習慣病で治療中の方、職場で健診を受ける予定の方は、健診結果の情報をご提供ください。鹿屋市の特定健診の受診率向上のためにご協力をお願いします。

特定保健指導

特定健診の結果によりメタボ予備群・該当者の方に保健師・管理栄養士が生活習慣改善のための支援を行います。



人間ドック助成事業

生活習慣病やその他の疾病の早期発見・早期治療を勧めるために、人間ドックの費用の一部助成を行っています。

ドックの種類

一般ドック、脳ドック、がんドック

募集についての詳細は、「広報かのや」に掲載する予定です。

<問合せ先>

鹿屋市 保健福祉部 健康保険課 国民健康保険係

電話（代表）0994-43-2111（内線）3159, 3160